

宮島競艇施行組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十一年四月十一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十三号

宮島競艇施行組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則

宮島競艇施行組合の管理職員等の範囲を定める規則（平成元年広島県人事委員会規則二十九号）は、廃止する。

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。